「緑豊かなまち横浜」の未来のために

~「横浜みどり税」を実施します~

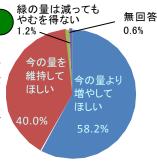
横浜の緑の現状 ~横浜の緑がピンチです!

緑の総量は減少を続けており、毎年約 100haの山林・農地が失われています。

緑は一度失われると回復が困難である ため、その保全は緊急的に取り組まなければならない課題です。

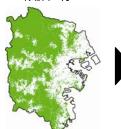
緑に対する市民意識

平成20年5月に実施した「横浜の緑に関する市民意識調査」では、緑の総量の維持・向上を求める声が多くなっています。



【緑被率の推移】

約 40 年前(昭和 45 年) 緑被率: 約 50%



約 30 年前(昭和 55 年) 緑被率:約 40%



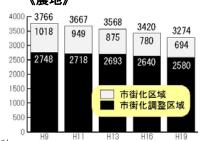
現在(平成 16 年) 緑被率:約 31%



※緑被率は、調査年度によって調査手法や精度が異なるため、おおむねの傾向をお示ししたものです。

【山林や農地の面積推移:単位はヘクタール】 《農地》





「横浜みどりアップ計画」の新規・拡充施策の推進について

横浜の緑の多くは民有地に依存しています。そこで、市域の緑の減少に歯止めをかけ、緑豊かなまち横浜を次世代に継承することを目的として、「横浜みどりアップ計画」をさらに推進します。

樹林地を守る施策

緑地保全制度による指定を5か年で大幅に拡大(現在の約 830ha から約2倍以上)し、一定のまとまりのある保全対象樹林地約2,830haのうち約3分の2を保全することを目指します。また保全した樹林地の維持管理と利活用を市民協働等により進めます。

継続保有の促進	・緑地保全制度等の拡充 など	
維持管理推進	・間伐などを行う、安全・明るい森づくり ・森づくりにかかわる人材育成を図る、森の守り人の育成	
利活用促進	・様々な利活用を推進する、森の楽しみづくり ・せん定枝などの資源の利活用を図る、森の資源循環促進 ・市民協働による樹林地の維持管理を推進する、森づくり 市民提案制度の創設 など	
確実な担保	・緑地保全制度による指定面積拡大と買取り ・よこはま協働の森基金制度の見直し など	

施策内容

農地を守る施策

農地の維持継続の支援を図るとともに、 優良な農地のあっせん・買取り等を行い、従 来の取組に加え、5か年で約50haの農地の 保全を図ります。また、市民農園整備等によ り農への市民参加を進めます。

緑をつくる施策

市民協働による地域ぐるみの緑化の取組を展開するとともに、民有地や公共施設への緑化を推進(5か年で生垣設置約1km、公共施設緑化約10haなど)します。

	施 策 内 容	
継続保有の促進	・生産緑地制度の指定拡大や、農園付き公園の整備	
農業振興	・収穫体験農園の新規開設の支援などによる地産地消の推進 など	
農地保全	・水田の保全対策 ・不法投棄対策、周辺環境に配慮した生産環境整備 など	
担い手育成	・安定的な貸借を促進し、農地の保全を図る農地の貸し手への支援 など	
確実な担保	・優良な農地を保全するための、公的機関による買取及び あっせん など	

施策内容 ・地域ぐるみで緑化を推進する地域緑のまちづくり ・公共施設緑化と民有地緑化助成の拡充 ・街路樹のせん定頻度の向上など街路樹の維持管理 ・固定資産税等の軽減による民有地緑化の誘導等

「横浜みどりアップ計画」に必要な安定的な財源確保のため、「横浜みどり税」を実施します

これまで、2回にわたる1万人アンケート、シンポジウム、市民意見募集などにより市民の皆様のご意見を伺ってまいりました。これらを踏まえ「横浜みどり税」の条例案を 20 年 12 月市会に提案し可決され、平成 21 年度から実施することとなりました。ご理解、ご協力をお願いいたします。

「横浜みどり税」の概要

「横浜みどりアップ計画」の新規・拡充施策の財源の一部として、「横浜みどり税」を充ててまいります。

課税方式と税率、実施期間

市民税(個人・法人)均等割超過課税方式で、平成 21 年度から5年間実施

《個人》 市民税の均等割に**年間900円を上乗せ**(平成 21 年度分から平成 25 年度分まで)

	平成20年度	平成21年度
市民税	3, 000円	3, 900円

◎ただし、所得が一定金額以下で市民税均等 割が課税されない方を除きます。

《法人》 市民税の現行の年間均等割額の9%相当額を上乗せ

(平成 21 年4月1日から 26 年3月 31 日までの間に開始 する事業年度分) ◎ただし、当初2年度間は法人税割が課税されない法人を除きます。

市民税均等割への超過課税とは

現在、市民税では、地域社会の費用の一部を広く均等に市民の方に負担していただく趣旨で、均等割(個人 3,000 円、 法人5万円~300 万円)を課税しています。超過課税はその均等割に一定額(率)を上乗せする方法です。

税収規模

約24億円(年平均)(個人約16億円·法人約8億円)

基金への積立て

税収相当額を「緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るための基金(別途新設)」へ積み立てます。

使 途

横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)(素案)のうち、

- ①公有地化等樹林地・農地の保全
- ②緑化の推進
- ③維持管理の充実による緑の質の向上
- ④市民参画の促進

などの施策・事業に充てます。

固定資産税・都市計画税の 軽減措置 横浜みどり税により安定的な財源確保を図るほか、さらに緑化の誘導・農地の保全を図るため、基準以上の緑化を行った建築物の敷地や農家の敷地内等にある農業用施設 用地について、固定資産税・都市計画税の軽減措置を新たに設けました。

「横浜みどり税」についてのQ&A

Q1 経済状況が厳しい中、なぜ新たに横浜みどり税を実施するのか?

A1 緑は一旦失われると元に戻すことが非常に困難で、将来の緑の保全・創造には早期に、着実に取り組んでいかなければなりません。現在の経済状況から上乗せ分の税率を、個人は当初案の1,100円から900円、法人は11%から9%に引き下げるとともに、当初2年度間、法人税割が課税されない法人にご負担いただかないこととしました。

Q2 行財政改革をさらに進め、緑の保全・創造の財源を確保すべきではないのか?

A2 横浜市では、人件費をはじめとする市役所内部経費の削減や、積極的な歳入確保など、可能な限りの取組みを進めてきました。今後も、更なる改革・改善に向けた努力を続けていきますが、そのことだけで、緑の保全・創造のために必要な財源を確保することは難しい状況にあることから、「横浜みどり税」を実施することとしたものです。

Q3 開発を規制すれば、緑は保全できるのではないのか?

A3 都市計画法による開発許可制度では、市街化区域で一定基準を満たす計画は許可しなければなりません。市街化調整区域では、立地できる施設を限定していますが、全ての土地利用を規制することはできません。このため本市では緑を確実に担保するための手法である特別緑地保全地区など様々な制度を活用し緑の保全を図ってきましたが、市内の緑の多くは民有地に依存しており、保全する上で維持管理や相続税等の負担が大きく、緑は減少し続けています。そこで、「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」では、特別緑地保全地区などの大幅な拡大や新たな「緑化地域制度」による緑化の義務付け等を推進し、緑の保全・創造を図っていきます。

お問い合わせ等

「横浜みどりアップ計画」については:環境創造局みどりアップ推進課(Te045-671-2712 Fax045-224-6627)

「横浜みどり税」については:各区役所税務課または行政運営調整局税務支援課(TeL045-671-2253 Fax045-641-2775) これまでの検討経過や市民意見募集の結果等は、市ホームページ/暮らし・手続き/税金/よこはま市税のページ/みどりアップ 関連(http://www.city.yokohama.jp/me/gyousei/citytax/midori-up/)でご覧になれます。

詳しくは、今後広報よこはま(特別号など)でお知らせしてまいります。